太田市優良農業者表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内で農業を営む者及び団体のうち他の農業者の模範と して推奨に値する業績があったものを表彰し、もって本市農業の発展を図る ことを目的とする。

(優良農業者表彰基準)

- 第2条 優良農業者の表彰は、次に該当する者及び団体について行う。
 - (1) 農業経営全般にわたり、特に顕著な業績を残した者及び団体
 - (2) 農業上有益な研究、考案、改良及び新技術の導入・普及等農業の発展に 貢献した者及び団体
 - (3) 地域農業の振興において顕著な業績を残した者及び団体
 - (4) 前各号に定めるもののほか、農業に関し推奨すべき功績を残した者及び 団体

(表彰の手続)

- 第3条 太田市農業委員会会長は、前条の規定に該当する者及び団体があった ときは、優良農業者表彰推薦状(様式第1号及び第2号)により推薦するも のとする。
- 2 市長は、前項の推薦があったものの中から被表彰者を決定する。
- 3 市長は、被表彰者の決定にあたり、太田市優良農業者表彰審査会(以下「審 査会」という。)の意見を聴くことができる。

(審査会の組織)

第4条 審査会は、農政部長、農政部副部長、農業政策課長、農村整備課長及 び農業委員会事務局長をもって組織する。

(審査会の委員長等)

- 第5条 審査会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は農政部長を、副委員長は農政部副部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

- 第6条 審査会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。

(審査会の庶務)

- 第7条 審査会の庶務は、農業政策課において処理する。 (表彰の方法)
- 第8条 優良農業者表彰は、市長が表彰状を授与して行う。
- 2 前項の表彰において、副賞として賞品を加授することができる。
- 3 被表彰者は、優良農業者表彰者名簿(様式第3号)に登録するものとする。 (委任)
- 第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成18年2月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年8月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。